

公益社団法人長野青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長野青年会議所（英文名 Junior Chamber International Nagano、以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的)

第3条 本会は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現に向かって、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発、社会奉仕に努めると共に、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人、その他団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業について研修事業・社会奉仕事業・体験活動事業・講演会事業・討論会事業・大会運営事業・祭事開催事業・寄付活動・交流活動等の各事業を行う。

(1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業

(2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業

(3) 環境問題を調査研究し、国民に対し啓蒙・実践を行う事業

(4) 国政・地方行政・国防・国土問題等、多角的な視野から分析し、国民には問題を提議し、政府には問題解決方法を提案することにより、日本国の発展に寄与する事業

(5) 地域住民、地域行政に対し、問題点を調査研究、提議し、諸問題を考え、解決していくことにより、更なる地域発展に寄与する事業

(6) 経済問題の解決や国民生活の安全、安定化・活性化に努め、国民が安心して生活できるための調査研究提言を行う事業

(7) 世界情勢を踏まえつつ、国際的に通用する人材を育成し、国際的に展開する事業を通し、日本国の在り方と国際貢献を学び国際発展に寄与する為の事業

(8) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業

(2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

(3) 諸会議・諸大会の開催

(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

3 第1項及び前項の事業については長野県内において行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の5種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人及び一般財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 準会員

(3) 特別会員

(4) 賛助会員

(5) 名誉会員

(正会員)

第7条 正会員は、長野市及びその周辺市町村に居住又は勤務する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年で、本会の目的に賛同し、理事会において承認された者をいう。但し、事業年度中において40歳に達した者は、その年度内は正会員としての資格を有する。

2 正会員として入会を希望する者は、別に総会において定める規程に基づき本会に入会することができる。

3 その他入会に関する事項は、別に総会において定める規程による。

(準会員)

第8条 準会員は、前条第2項に基づく申込みをした者で、正会員としての入会を承認されるまでの期間、本会の事業活動に参加することを理事会に承認された者をいう。

(特別会員)

第9条 特別会員は、40歳に達した年の事業年度末まで正会員であり、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする者で、理事会で承認された者をいう。

(賛助会員)

第10条 本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人その他の団体で、理事会に承認された者は、賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第11条 本会に功労のあった個人、法人その他の団体で、理事会で承認された者は名誉会員となることができる。

(会員の権利及び義務)

第12条 全ての会員は、定款その他の規程・規則等を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

2 正会員は各自の役職に応じ、総会、理事会、例会に出席する権利を有するとともに義務を負う。

(会費及び入会金)

第13条 会員(名誉会員を除く)は、本会の事業活動に関して経常的に生じる費用等に充てるため、定められた入会金及び会費を、所定の期日までに納入しなければならない。

2 会費、入会金及びその他の拠出金(但し、第49条乃至第53条により定める基金は除く)は、いかなる理由があっても返還しない。

3 その他会費及び入会金に関する事項は、総会の決議により別に定める規程による。

(会員資格の喪失)

第14条 本会の会員は、次の理由によりその資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(4) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(5) 解散したとき

(6) 準会員期間を満了した者が正会員としての入会を承認されないとき

(退会)

第15条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。

2 会費納入前に退会を届け出ても、退会決定の年までの会費は納入しなければならない。

3 その他退会に関する事項は、別に総会において定める規程による。

(除名)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総議決権数の3分の2以上の決議により除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(2) 本会の定款又は諸規程等に違反し、勧告によるも改善が見られないとき

(3) その他会員として適当でないと認められたとき

2 会員を総会決議により除名しようとするときは、その総会の会日の7日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により、除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

4 その他除名に関する事項は、別に総会において定める規程による。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第17条 本会に次の理事及び監事を置く。

(1) 理事25名以上30名以内

(2) 監事2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長、6名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 本会の役員は正会員でなければならない。但し、監事はこの限りではない。

(役員資格及び選任)

第18条 本会の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。但し、理事候補者、監事候補者の選定にあたっては、総会の決議により別に定める規程による。

2 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により

理事長候補者、副理事長候補者、専務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者から選定する方法によることができる。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

第19条 理事の任期は、選任された年の翌年の1月1日より12月31日までとする。但し再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任された年の翌年の1月1日より翌々年の12月31日までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠又は定数の増加に伴う場合の補充のため選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 補欠のため選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。

5 任期の満了又は辞任によって退任した理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(理事長・理事の任務)

第20条 本会は、理事長1名を置き、理事長は、一般社団法人及び一般財団法人法上の代表理事であり、本会を代表し業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の業務全般を補佐する。なお、理事長が必要と認める場合は副理事長の中から総括副理事長を置き、理事長の補佐をさせることができる。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理するとともに財務・総務・事務局を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

5 本条第2項及び第3項で規定する理事は業務執行理事とする。

6 理事会は、必要があるときは理事の中から業務執行理事を選任することができる。

7 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第21条 監事は、次に掲げる義務を負う。

(1) 理事の職務執行を監査すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査すること。

(3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5) 理事会に出席する義務を有し、必要があると認める時は意見を述べることができる。

(6) 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(7) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(8) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(9) 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求しなければならない。

(10) その他、法令で定められた事項

(解任)

第22条 役員は、総会において、総議決権数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条中「会

員」とあるのは、「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

第23条 役員は無報酬とする。但し、役員が業務遂行にあたり費用を負担したときには、総会の決議により、その費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第25条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任限度額は、金30万円以内であらかじめ定められた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第4章 直前理事長・顧問

(直前理事長・顧問)

第26条 本会には、理事会の決議により直前理事長1名、顧問若干名を置くことができる。

2 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。また、直前理事長は理事を兼任することを妨げない。

3 顧問は、正会員の中から選任し、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 直前理事長及び顧問の任期は第19条第1項の規定を準用する。

6 直前理事長及び顧問の解任は第22条を、報酬については第23条の規定をそれぞれ準用する。

第5章 総 会

(総会の種類及び構成)

第27条 総会は定時総会及び臨時総会の2種類とし、正会員をもって構成する。

2 総会をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催される定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催)

第28条 定時総会は毎年3回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が決議したとき。

(2) 総議決権の5分の1以上を有する正会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的記録を提出して臨時総会の招集を請求したとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項に規定する場合にあっては、遅滞なくその請求又は議決のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、その会日の14日前までに各正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面又は電磁的記録を送付するものとする。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し前項の書面による通知に代えて電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、理事長がその総会において出席した正会員のうちから指名する。

(総会の議決権及び書面表決等)

第31条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は定足数及び議決権上出席したものとみなす。

(総会の成立及び議事)

第32条 総会の定足数は、総正会員数の3分の2以上とする。

2 議事は、本定款に別に定めるもののほか出席した正会員の有する議決権の過半数の同意をもって決する。

(総会の決議事項)

第33条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (4) 理事、監事の選任及び解任
- (5) 理事長候補者たる理事の選出
- (6) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (7) 本会の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に附議した事項
- (12) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (13) 公益認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (14) その他、法令に規定する事項、本定款に定める事項

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長・理事長・出席した監事のほか正会員又は理事のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 理事会

(理事会の設置・構成)

第35条 本会に理事会を置き、理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の種類及び開催)

第36条 理事会は定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、原則として毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に開催の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

(4) 第21条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同条同項第7号の規定により監事が招集したとき

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は同条同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事並びに直前理事長、顧問に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が招集することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会は、理事長又は理事長が指名した理事がその議長となる。但し、理事長が指名できない場合又は理事長が特別に利害を有する議案を審議する場合、理事の過半数が同意するものをもって議長とする。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第40条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数の同意をもって決する。

(理事会の権限)

第41条 理事会は本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 総会の決議した事項の執行に関すること

(2) 理事長、副理事長、専務理事、直前理事長、顧問の選定及び解職

但し、理事長・副理事長・専務理事の選定に当たっては、総会の決議により理事長・副理事長・専務理事の候補者たる理事を選出し、理事会において当該理事から選定する方法によることができる。

(3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) 理事の職務執行の監督

(6) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所の設置その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 第25条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 理事会において認められた者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(利益相反取引の承認)

第42条 理事会は、本会と理事個人又は理事が取締役又は理事等役員を務める法人との取引及び第24条に定める取引に関して、取

引の承認を行う権限を有する。なお、承認にかかる取引が本会に不利益を与えた場合、決議に賛成した理事及び賛成とみなされた理事は、連帯してこれを弁償する義務を負う。

2 前項の決議には、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会報告の省略)

第44条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、質疑を求める旨の申し出があったときには、次回理事会において質疑を行う。

2 前項の規定は、第20条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第7章 例会

(例会)

第46条 本会は、毎月1回以上（年12回以上）例会（会員参加の事業）を開催する。

2 例会の運営については、理事会決議により定める。

第8章 室及び委員会

(室及び委員会の設置)

第47条 本会は、事業年度ごとに、本会の目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するため、理事会の決議により室及び委員会を置くことができる。

2 前項の室及び委員会において、本会の目的達成のために、特に必要がある場合、理事会の承認を得ることにより特別室・特別委員会を置くことができる。

(室長及び委員の任命)

第48条 室は室長及び委員会によって構成し、委員会は、原則として委員長、副委員長及び委員をもって構成する。但し、特別室・特別委員会においてはその構成を変更することができる。

2 室長及び委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。副委員長及び委員は正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長、顧問、事務局員(第62条に規定)及び特に理事会で認められたものを除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第9章 基金

(基金の拠出)

第49条 本会は、会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第50条 基金の募集、割当て、払込等の手続、基金の管理及び返還等の取り扱いについては、別に理事会において定める規程による。

(基金拠出者の権利)

第51条 本会は、第70条の解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還できる。

3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできない。

(基金の返還手続)

第52条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行う。

2 前条第2項の基金の返還手続については、理事会の決議により定める。

(代替基金の積立)

第53条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取り崩しを行わないものとする。

第10章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第54条 本会の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、専務理事が実務を担当する。その方法は別に理事会において定める規則によるものとする。

(事業年度)

第55条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(資産の構成)

第56条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費・入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(会計原則並びに区分)

第57条 本会の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、法令及び一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会の事業計画、収支予算については、理事長が作成し、理事会の決議を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

3 前2項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに長野県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第59条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、毎年1月に開催される総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に長野県知事に提出しなければならない。

3 本会は、法令の定めるところにより、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第60条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得たうえで、総会において正会員の議決権の3分の2以上の賛同を得た議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第61条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第64条第1項第10号の書類に記載するものとする。

第11章 管理

(事務局の設置)

第62条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局長等)

第63条 事務局に事務局長1名を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

3 事務局には職員を置くことができる。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に理事会において定める。

(定款その他の書類の備付等)

第64条 理事長は、常に次に掲げる帳簿及び書類を本会の主たる事務所に備え置かなければならない。但し、これらは電磁的記録により作成・保管することができる。

(1) 定款及び諸規程

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、許可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 計算書類等

(9) 監査報告

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び次条第3項に定める規定によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開と個人情報の保護)

第65条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

3 情報の公開と個人情報の保護に関する必要な事項は、別に理事会において定める規則による。

(公告)

第66条 本会の公告は電子公告による。

2 やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第67条 この定款は、第69条の規定を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、長野県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく長野県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第68条 本会は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をするときは、あらかじめその旨を長野県知事に届け出なければならない。

(解散)

第69条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由のほか、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第70条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の目的をもつ他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第71条 本会が清算をする場合において、残余財産のあるときは、これを総会の決議により、本会と類似の目的をもつ他の公益社団法人若しくは公益財団法人又は国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第72条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第73条 本会は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第14章 補則

(委任)

第74条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の役員は以下の者とする。

理事長	植木 宏一
総括副理事長（業務執行理事）	倉島 正光
副理事長（業務執行理事）	武井 秀樹
副理事長（業務執行理事）	福澤 吉晃
副理事長（業務執行理事）	和田 貴幸
副理事長（業務執行理事）	塩沢 豪
副理事長（業務執行理事）	中島 政宏
専務理事（業務執行理事）	若麻績秋嘉